

議案第三十八号

三朝町室設設置条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町室設設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年三月十四日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾参年参月露式日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町空襲諒解条例の一部を改正する条例

三朝町空襲諒解条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基つき」に改め、「御光商工課」の次に「水道課」を加える。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。